

防経監第6095号  
7 . 1 2 . 8  
一部改正 防官監第92号  
1 3 . 1 . 6  
一部改正 防経会第19204号  
2 6 . 1 2 . 1 0  
一部改正 防官文(事)第18号  
2 7 . 1 0 . 1  
一部改正 防官会(事)第187号  
2 8 . 4 . 1

教 育 訓 練 局 長  
経 理 局 長  
装 備 局 長  
施 設 等 機 関 の 長  
各 幕 僚 長 殿  
統 合 幕 僚 会 議 議 長  
技 術 研 究 本 部 長  
調 達 実 施 本 部 長  
防 衛 施 設 庁 長 官

事 務 次 官

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用の対象としない調達契約について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置され

たい。

なお、この通達は、国の物品等の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成7年政令第368号）の施行の日（平成8年1月1日）から適用する。

添付書類：国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用の対象としない調達契約の実施基準等

## 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用の対象としない調達契約の実施基準等

### 1 趣旨

この実施基準は、防衛省における国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「政令」という。）第3条第1項第2号及び第3号に規定する政令の適用を受けない調達契約に該当するかどうかについて判断するための基準その他の必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施基準

防衛省における政令の適用の対象としない調達契約は、次のとおりとする。

この場合において、(1)のウ及びエについての主たる調達契約事例は付紙1のとおりとし、オについては付紙2の調達契約事項に限るものとする。

(1) 物品等又は特定役務（建設工事及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（以下「建設工事等」という。）を除く。）に係る調達契約

ア 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防秘訓令」という。）第16条第1項若しくは防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第15条第1項に規定する特別防衛秘密に属するもの（以下「特別防秘」という。）、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘密訓令」という。）第12条第2項若しくは防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「特定秘密庁訓令」という。）第12条第2項の規定により特定秘密として指定されている情報（以下「特定秘」という。）又は秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第16条第1項の規定に

より秘に指定されているもの若しくは第50条の規定に該当するもの若しくは防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第16条第1項の規定により秘に指定されているもの若しくは第53条の規定に該当するもの（以下「秘」という。）に係る物品等又は特定役務の調達契約

イ 特別防秘訓令第11条、省秘訓令第10条、特別防秘庁訓令第10条若しくは秘庁訓令第10条の規定により立入りが禁止され又は特定秘密訓令第9条第1項若しくは特定秘密庁訓令第9条第1項の規定により立入りが制限されている場所又は当該場所と一体をなす施設等において、物品等の納入若しくは据付調整又は特定役務を実施する調達契約

ウ 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等のうち、防衛の用に供するために開発若しくは設計され、又は改造されたもの（試作品を含む。以下「防衛装備品」という。）に搭載され若しくは組み込まれ、又はシステムとして一体をなす物品等で、その構造、性能等から又はその整備、修理等を通じて、当該防衛装備品の特別防秘、特定秘又は秘である構造、性能等が明らかとなるおそれがある物品等の調達契約

エ 防衛装備品（構成品を含む。）の整備、修理等に伴い、当該防衛装備品の稼働状況若しくは開発状況又は特別防秘、特定秘若しくは秘である構造、性能等が明らかとなるおそれがある特定役務の調達契約

オ 防衛能力（部隊運用を含む。）が明らかとなるおそれがある特定役務の調達契約

(2) 自衛隊施設又は提供施設の建設工事等に係る調達契約

設計図書に特定秘が含まれる施設の建設工事等又は秘が含まれる施設の建設工事等に係る調達契約

### 3 留意事項

(1) 契約担当官等及び物品管理官は、この実施基準の適用に当たっては、

改正協定（政令第1条に規定する改正協定をいう。）及び政令の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応すること。

(2) 物品管理官は、調達に際して、政令が適用されるか否かについて、契約担当官等と事前に調整を行うこと。

(3) この実施基準の適用に関し、疑義がある場合には、その都度、所掌事務に応じて関係部局と速やかに調整するものとする。

添付書類： 付紙1及び付紙2

## 政令の適用の対象としない主たる調達契約事例

実 施 基 準	主 たる 調 達 契 約 事 例
ウ 防衛装備品に搭載され若しくは組み込まれ、又はシステムとして一体をなす物品等で、その構造、性能等から又はその整備、修理等を通じて、当該防衛装備品の特別防秘、特定秘又は秘である構造、性能等が明らかとなるおそれがある物品等の調達契約	潜水艦用主電動機及び主発電機
	誘導武器用空気調整装置
エ 防衛装備品（構成品を含む。）の整備、修理等に伴い、当該防衛装備品の稼働状況若しくは開発状況又は特別防秘、特定秘若しくは秘である構造、性能等が明らかとなるおそれがある特定役務の調達契約	艦船、航空機、誘導武器、通信電子機器等の整備、修理等のデータに係る電子計算機役務
	戦車、装甲車等及びエンジン、搭載機器、搭載武器等の整備、修理等の役務
	艦船及びエンジン、搭載機器、搭載武器等の整備、修理等の役務
	航空機及びエンジン、搭載機器、搭載武器等並びに地上支援用器材等の整備、修理等の役務
	火器、誘導武器等の整備、修理等の役務
	弾薬等の整備、修理等の役務
	道路運送車両法の適用除外を受けた車両（市販品を除く。）の整備、修理等の役務
	施設器材等の整備、修理等の役務
	訓練装置、教育用器材等の整備、修理等の役務
	防衛装備品に係る整備用器材等及び試験装置、計測機器等の整備、修理等の役務
	通信電子機器等の整備、修理等の役務
試作品の整備、修理等の役務	

## 政令の適用の対象としない調達契約事項

実 施 基 準	調 達 契 約 事 項
オ 防衛能力（部隊運用を含む。）が明らかとなるおそれがある 特定役務の調達契約	防衛装備品、FMS調達物品、弾薬及び潜水艦用糧食の輸送役務
	部隊の行動、訓練、移動に伴う装備品等及び人員の輸送役務
	自衛隊の指揮、統制、通信、情報、補給等に係る電気通信役務
	自衛隊の指揮、統制、通信、情報、補給等に係る電子計算機役務
	オペレーションズ・リサーチ等の防衛能力（部隊運用を含む。）の分析、評価等に係る電子計算機役務
	防衛装備品に係る取扱書及び弾薬、燃料、情報関連器材等の情報を含む調達関係資料の印刷及び製本の役務
	補給用自動倉庫の整備、修理等の役務